

予算決算常任委員会会議録

目次

【開 会】	5
議案第 6 号 令和 5 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第 7 号 令和 5 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8
議案第 8 号 令和 5 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につい ... て	10
議案第 9 号 令和 5 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ ... いて	13
議案第 10 号 令和 5 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	13
議案第 21 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	16
議案第 11 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計決算の認定について	16
議案第 22 号 令和 5 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	18
議案第 12 号 令和 5 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について	18

議案第 1 号	令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）	23
議案第 2 号	令和 6 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	26
議案第 3 号	令和 6 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	27
議案第 4 号	令和 6 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）	27
議案第 5 号	令和 6 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	28
【散 会】		29

1 日 時

令和6年9月11日（水）午前10時01分～午後3時46分

2 場 所

議場

3 出席委員（14名）

委員長	小林勇治					
副委員長	櫻井恵二					
委員	渡邊英子	榊	真衣子	齋藤典子		
	神谷靖	石塚政行	掛下法示			
	宮本莊山	高瀬由子	関由紀夫			
	伊藤幹夫	佐貫薫	石井侑男			

4 欠席委員

なし

5 説明員（35名）

(1) 総合政策課（1人）

①総合政策課長 和田理男

(2) 秘書広報課（1人）

①秘書広報課長 宮本典子

(3) 総務課（3人）

①総務課長 高橋弘一

②行政担当 吉田佐江子

③財政担当 矢板 洋

(4) 税務課（4人）

①税務課長 高久聡子

②管理収納担当 橋本幸江

③市民税担当 田代和子

④徴収担当 谷中清吉

(5) 社会福祉課（1人）

①社会福祉課長 沼野晋一

(6) 高齢対策課（3人）

①高齢対策課長 加藤清美

②地域支援担当 手塚宏子

③介護保険担当 田城宣宏

(7) 子ども課（2人）

①子ども課長 斎藤敦子

②泉保育所長 阿久津功

(8) 健康増進課（3人）

①健康増進課長 高橋理子

②健康増進担当 星 有美

③国保医療担当 高瀬真由美

(9) 生活環境課（1人）

①生活環境課長 山口 武

(10) 市民課（1人）

①市民課長 山下征子

- (11) 農林課（１人）
①農林課長 村上治良
- (12) 商工観光課（１人）
①商工観光課長 小林 徹
- (13) 建設課（１人）
①建設課長 柳田 豊
- (14) 都市整備課（１人）
①都市整備課長 沼野英美
- (15) 地籍調査課（１人）
①地籍調査課長 黒田 禎
- (16) 出納室（１人）
①出納室長 丸谷久美子
- (17) 教育総務課（２人）
①教育総務課長 佐藤裕司
②教育監 小原智江

- (18) 生涯学習課（１人）
①生涯学習課長 佐藤賢一
- (19) 選・監査事務局（１人）
①選挙監査事務局長 相馬香織
- (20) 水道課（２人）
①水道課長 柳田恭子
②業務担当 前野秀明
- (21) 下水道課（３人）
①下水道課長 江連康一
②業務管理担当 阿久津順子
③施設担当 藤田範行

6 欠席説明員

関係部課長等以外は出席せず。

7 事務局 星 哲也 粕谷嘉彦 佐藤晶昭

8 付議事件

- 議案第１号 令和６年度矢板市一般会計補正予算（第４号）
- 議案第２号 令和６年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第１号）
- 議案第３号 令和６年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
- 議案第４号 令和６年度矢板市水道事業会計補正予算（第１号）
- 議案第５号 令和６年度矢板市下水道事業会計補正予算（第１号）
- 議案第６号 令和５年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第７号 令和５年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第８号 令和５年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第９号 令和５年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第１０号 令和５年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第１１号 令和５年度矢板市水道事業会計決算の認定について

- 議案第 12 号 令和 5 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について
- 議案第 21 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 22 号 令和 5 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（小林勇治） ただいまの出席委員は 14 名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、予算決算常任委員会を開会する。 (10 時 01 分)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第 1 号から議案第 5 号までの、令和 6 年度矢板市一般会計補正予算、各特別会計補正予算及び各企業会計補正予算、議案第 6 号から議案第 12 号までの、令和 5 年度矢板市一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、各企業会計決算の認定、並びに関連のある議案第 21 号及び議案第 22 号についてである。

○委員長 令和 5 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定に係る執行部からの説明については、私からは都度指名しないので、決算書の順番に沿って、それぞれの担当課から説明をお願いする。説明に当たっては、着座のままで結構である。

議案第 6 号 令和 5 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 議案第 6 号 令和 5 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。初めに歳入について説明を求める。

○税務課長（高久聡子） （「決算書」の 18～21 ページにより説明）

○総務課長（高橋弘一） （「決算書」の 20～47 ページにより説明）

○委員長 説明に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○石井委員 17 款 2 項、財産売払収入の不動産売払収入が予算額に対して収入済額が少なすぎるのではないか。

○総務課長 決算額 274 万 612 円は、用途廃止等に伴う個人への売買のみである。

予算計上時においては、旧本町駐車場及び旧片岡駐車場を見込んでいたので、予算額として大きな金額となっている。

○石井委員 今後の見通しについてはどのようなになっているか。

○総務課長 旧片岡駐車場については、3月定例会議に「訴訟の提起について」の議案を提出させていただいたが、現在も車両1台が駐車している状態である。弁護士と相談し、本年度中の車両の撤去に動いているところであり、それが出来次第、公いく。

○石井委員 22 款市債の商工債で城の湯温泉センター改修事業の1億120万円とあるが、その他一般財源も含めて多額の投資をしていると認識している。既に運営は始まっていると思うので、現在の運営状況について伺う。

○委員長 石井委員、内容については別な機会で、今回は歳入の決算審査についてお願いする。

○石井委員 私は、常任委員会が総務なので聞く機会がない。この際お伺いする。

○商工観光課長（小林徹） 城の湯温泉センターについては、宿泊棟を整備し4月から運営しているところである。

4月から6月までの第一四半期において、温泉センターの温泉の入浴者数は対前年比111.8%、温泉に関する売上げは対前年比120.1%、温泉センターにある食堂の売上げは対前年比108.8%であり、好調に推移している。

宿泊棟については、スポーツ合宿の拠点として整備したこともあり、第一四半期の部屋稼働率は8.1%、第二四半期特に8月については、合宿利用が増えてこともあり、部屋稼働率は38.5%となった。宿泊数も500名弱の宿泊利用をいただいたところである。

4月から6月までは、利用料が無料のウェブサイトの予約システムを使用していたが、7月以降、大手の予約サイトである「じゃらん」を利用し宣伝を展開することで、宿泊者数も伸びてきているところである。

○石井委員 46 ページの市債の都市計画債、わかば通り整備事業に関する起債、備考欄に街路事業1億1,490万円との記載があるものについて、事業費は起債だけではなく他の財源も含めて整備事業を進めていると思う。事業の進捗が大分遅れている気

がするが、そのことについて確認したい。

○委員長 この件については、歳出に係わる部分であるので、所管常任委員会（分科会）で質疑するということでよいか。

○石井委員 よろしく願います。

○掛下委員 37 ページの地籍調査費補助金で前年度比 1,000 万円増との説明があったが、増えた理由それと補助金の内容どのような費用が該当するのか。

○地籍調査課長（黒田禎） 補助金の額が増えた理由は、昨年度は 2 地区で調査面積が 39 ヘクタールで、一昨年度は 2 地区で調査面積が 21 ヘクタールと令和 5 年度は 1.5 倍に増えたことによる事業費の増加による。補助金の内容については、新規地区については、一筆調査、分かりやすく言うと境界確認に係る委託料とその測量に係る委託料が補助対象である。

○掛下委員 調査面積が増えたとの説明があったが、地籍調査の事業費は面積よりも区画数に比例関係があると私は認識しているが。

○地籍調査課長 筆数についても昨年度は一昨年度に比較し増えている。

○神谷委員 37 ページの教育業務支援員配置事業補助金で支援員 8 名との説明があったが、小学校・中学校の内訳を教えてください。

○教育総務課長（佐藤裕司） スクールサポートスタッフ兼図書業務として、小学校 6 校にそれぞれ 1 名、中学校 2 校にそれぞれ 1 名の計 8 名を配置している。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ、説明に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 お諮りする。令和 5 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定についての歳出の審査の方法は、総務常任委員会、教育福祉産業常任委員会を単位とする分科会に審査を付託したいと思う。

歳出について、総務常任委員会の所管に属する事項については、予算決算常任委

員会総務分科会に、教育福祉産業常任委員会の所管に属する事項については、予算決算常任委員会教育福祉産業分科会に審査を付託したいと思うが、異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認め、各分科会に付託することに決定する。

○委員長 分科会については、予算決算常任委員会終了後、審査に入るようお願いする。

○委員長 暫時休憩する。 (10 時 44 分)

○委員長 会議を再開する。 (10 時 50 分)

議案第 7 号 令和 5 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 議案第 7 号 令和 5 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長 (加藤清美)

(「決算書」の 151～181 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 7 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○神谷委員 令和 5 年度の介護認定の件数は何件か。

○高齢対策課長 「市政報告書」の 184 ページに令和 5 年度末の要介護認定者数の記載があり、185 ページの(3)介護認定審査会費の説明の中の(2)審査会実施状況に実際に審査を受けた件数と、認定件数の記載がある。

○宮本委員 後期高齢者広域医療特別会計の説明が終わってからがいいのかもしれないが、以前から、消防の担当部長は、24 時間体制で連絡入るようになっており、現在もそうであると思う。

久しぶりに議員に戻ってみて、介護関係職員を含め福祉関係職員数名が、緊急事態ではなくても、それに対応するため機械を持たされ、24 時間体制で働かされているというようなことを聞いたが、実際はどうか。

○高齢対策課長 災害というわけではないが、高齢者の相談窓口として地域包括支援センターがある。そちらについては、開館時間以外の夜間・休日についても連絡がとれるような体制はとっている。

○宮本委員 部長がいるので発言させていただいたが、いつ頃からか、多分必要性はあると思うが、職員の働き方改革を含めた中で、果たしてそれまでやる必要があるのか、職員は苦痛を感じていないのか、お伺いしたい。

○市民福祉部長（社会福祉課長 沼野晋一） 先ほどの高齢対策課長の説明は、職員というより市内に2か所ある地域包括支援センターの職員が連絡をとれる体制になっているということである。

社会福祉課の職員について、障がい者の虐待の通報を受ける携帯電話を持っている職員がいて、そちらが24時間連絡をとれる体制になっているので、24時間体制と言われればそうであるということになる。

○宮本委員 担当職員の方のそのような話を聞いたので、今、決算の中の支出関係の中にそれに対する支出もあるのかということで質問したが、職員としては一切そういう体制はとっていないということではよろしいのか。

○社会福祉課長 一切ないということというよりは、今お答えしたのは、緊急に対応しなければならない場合には対応しなければならないということで、24時間連絡体制がとれる状態にあるということである。

また、社会福祉課では日赤関係も所管しているので、例えば住宅火災等で寝る場所を失った方には、日赤の担当者が現場に赴き毛布とか非常食を提供することになり、それに対応するため24時間動けるような体制をとっておりますが、これは災害対応と同じような連絡体制であるという状況である。

○伊藤委員 今の答弁の確認で連絡に使う媒体を同じ人が24時間持ち続けるということとか。国の指針では交代制にするとはいないか。

○社会福祉課長 障がい者の虐待の通報用の携帯電話については、障がい者事務担当

の職員一人が 24 時間持っているということになる。災害等に関しては、庁内の連絡体制により個人宛に連絡がくるということである。

○伊藤委員 同じ人が 24 時間持ち続けるということは、精神的な苦痛が生まれるのではないか。私が同じ立場であれば多分耐えられない。

(議案と関係ないとの意見あり)

○委員長 暫時休憩する。 (11 時 15 分)

○委員長 会議を再開する。 (11 時 19 分)

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 7 号は、原案のとおり認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 7 号は、原案のとおり認定された。

議案第 8 号 令和 5 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 議案第 8 号 令和 5 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長 (高橋理子)

(「決算書」の 183～211 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 8 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 総務部長にお願いがある。ただいまの、口頭での職員給与費等の説明の際、自分なりに人数をメモしているのだが、メモしきれなかったり説明者からの説

明がなかったりする場合があるので、あらかじめ決算書の備考欄に給与・報酬関係には人数の記載があると説明者もその都度説明する必要がないし、私たちも書き込む必要がなくなるのでお願いしたい。一人当たりの給与・報酬の額をつかんでおきたいので次回から検討をお願いする。

○総務部長（総務課長） 決算書を作成するシステムの関係で人数を表示することは難しい。

○掛下委員 それでは、恐らく説明を忘れたと思うので、199 ページの徴税費、賦課徴収費の税務課職員の人数が何名か説明願いたい。

○健康増進課長 賦課徴収費の職員給与費は税務課職員二人分の人件費と申し上げたと思う。

○掛下委員 記入が漏れていた。

○宮本委員 12 月から健康保険証はマイナンバーカードを基本とする仕組みが始まる。このことについての取組状況と市民の声について伺う。

○委員長 決算審査に関係することか。

○宮本委員 12 月では執行し間に合わないので、国民健康保険に関係することなので答弁をお願いしたい。

○健康増進課長 本市における国民健康保険の方のみのとなるが、マイナンバーカードに国民健康保険証をひもづけているマイナ保険証をお持ちの方は、6 月 1 日現在の被保険者 6,620 人のうち 4,240 人いる。割合としては 64.1%がマイナ保険証を持っているということになる。

○宮本委員 12 月まであと 3 か月であるが、担当課ではこれを進めるに当たり、どのように取り組む予定か。

○健康増進課長 国ではマイナンバーカードの保険証利用を進めている。その周知に関しては、本年 7 月の保険証の一斉更新の際にチラシを同封している。保険証とマイナンバーカードのひも付けが済んでいる方には、ひも付けの内容が確認できるよ

うに個人番号の下4桁を通知している。

今後については、10月の市広報誌とホームページに案内を掲載する予定である。

○宮本委員 12月から始まるが、高齢者の中には機械に弱い方もいてホームページによる周知だけでは不十分なような気がする。保険証の代替となるものが交付されるという話も聞く。分からなくて病院等でも苦労されている方も目にする。もう一回、親切的な対応何か別な取組が必要と思う。

(決算審査ではないとの声あり)

○宮本委員 常任委員会で質問することにする。

○神谷委員 市税の不納欠損については詳細な説明があったが、国保税の不納欠損についてもその取組と理由の詳細を説明願いたい。

○税務課長 不納欠損額は前年度に比べて1,809万9,000円の減となっている。

市税と同様に、文書や電話による催告、滞納者への訪問等の取組が納付に結びついたと考えている。差押えによる配当により不納欠損となる前に回収できたことなどにより減となったと考えている。

○神谷委員 恐らく市税と国保税の滞納者は同じ人だと思うが、市税と国保税の督促状は別々に送付しているのか。

○税務課長 督促状は税目ごとに送付している。

○神谷委員 督促する時期もあるかと思うが、同じ人に督促するのであればまとめて送付することはできないか。

○税務課長 税目ごと納期ごとに発送しているのでまとめることはできない。

○神谷委員 それぞれ事務の手数料が発生することで理解した。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第8号は、原案のとおり認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第8号は、原案のとおり認定された。

議案第9号 令和5年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 議案第9号 令和5年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(「決算書」の213～226ページにより説明)

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第9号は、原案のとおり認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第9号は、原案のとおり認定された。

○委員長 暫時休憩する。 (12時2分)

○委員長 会議を再開する。 (13時10分)

議案第10号 令和5年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳

出決算の認定について

○委員長 議案第 10 号 令和 5 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長（江連康一）

（「決算書」の 227～240 ページ、「市政報告書」の 206～208 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 10 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 基本的な収入のベースとなる数字を明示して欲しいと以前も申上げたが明示されていない。具体的には、市政報告書 207 ページの計画処理人口 1,500 人とあるがこれは設備の処理能力を表し、実質的に使用料を決めるには、それに接続している人口と世帯数が関係している。それを記入して欲しい。今、分かる数字を説明願いたい。

○下水道課長 世帯数は 195 世帯である。

○掛下委員 今初めて言ったことではなく、以前から質問するから調べて欲しいと話をしているので、言われたことをやって欲しいのだが。

○下水道課長 検討する。

○掛下委員 検討というより、前から言っているので 2、3 日中に数字を提出願いたい。

決算書の 237 ページで、歳入総額約 1,200 万円に対し歳出総額が約 900 万円で実質収支額が約 300 万円である。この額が多い理由は、決算書 232 ページからにあるように繰越額の予算現額が約 185 万円に対し決算額が約 251 万円でかなり多くなっているからで、このようなやり方ではなくて、まず、繰越金の目的を説明願いたい。

○下水道課長 昨年度の掛下議員の指摘により、出来る限り繰り越さないように、積立金を積み立てられるように試みたつもりであったが、市の決算から予算への流れの仕組み上、繰越金の額を 100 万以下にすることが出来なかった。今回、繰越金・

積立金の扱いについて担当課において原案を検討させていただきたい旨説明する予定であった。

○掛下委員　ハッピーハイランド矢板排水処理施設については、将来の設備更新も含めて 3,000 万円近くの基金を持ってきた経緯があり、その基金にさらに積み増すために使用料を値上げしたので、繰越金を多くするのではなくて決算の中で積立金を増やせばいいのかと思うが、なぜできないのか。

○下水道課長　先ほども説明したが、今現在決算時期で、10 月には予算編成をしなければならないことから、1 年間は繰越額が多くなってしまいうところである。できるだけ、繰り越さないで積み立てた結果が現在の状況であるので、1 年間待っていただきたいところである。

○掛下委員　事前に問い合わせしていることは、すぐに答えられるようにして欲しいのと、ハッピーハイランドだけではなく下水道全般に関し基本となる人口と世帯数についてまた同じ質問をするのでお願いしたい。繰越金についてもあまり多くならないように予算及び決算をお願いする。

○委員長　ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長　なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長　なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 10 号は、原案のとおり認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長　異議なしと認める。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり認定された。

議案第 21 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 11 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計決算の認定について

○委員長 議案第 21 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第 11 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計決算の認定についてを一括議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長（柳田恭子）

（「議案書」の 25 ページ、「決算書」の 241～278 ページ、「市政報告書」の 209～215 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 21 号及び議案第 11 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 決算書の 260 ページに管路経年化率に関する表に令和 5 年の管路経年化率が約 30%と記載されているが、これは、更新された管路が約 30%で残りの約 70%は古い管路であり、更新されたものについては耐震化された水道管ということではないのか。

○水道課長 管路経年化率については、法定耐用年数を超えた管路延長を示す数値であるので老朽化度合を示している。

したがって、残りが新しい管路というわけではなく、法定耐用年数を経過した管路延長が全ての管路延長に対して何%あるのかといった数値である。

○掛下委員 そうすると法定耐用年数を過ぎた管路が 70%残っているということか。

○水道課長 管路経年化率が 29.64%、約 30%であるが、耐用年数を経過した管路が全体の約 30%、約 3 割が経年しているということである。

○掛下委員 耐用年数を過ぎていない管路が約 70%あることが分かった。

最近更新している管路は耐震化されている管路であると思うが、耐震化率が分かる資料はあるか。

○水道課長 これについては、第 396 回定例会議で一般質問がありましたが。令和 4 年度の数値で耐震適合率は 31.3%である。

○掛下委員 全ての管路の中で約 30%が古いもので、比較的新しいと思われる約 70%

の中で 31.3%が耐震化に対応している管路と考えてよいのか。

○水道課長 新しいものだけではなく、管路総延長に対する割合である。

○掛下委員 管路総延長に対する割合ということで理解した。

市政報告書 210 ページの業務概要に給水人口はあるが給水戸数が記載されていないが、いろいろな指標として給水人口と給水戸数が必要であるので、決算書の 264 ページを見れば分かるが、同じように記載願いたい。

○水道課長 申し訳ない。先ほどの答弁に付け加えさせていただく。先ほど申し上げた 31.3%は配水支管も含めた管路全体に対しての耐震化率で、一般質問の答弁においては、基幹管路に対する耐震化率を 25.3%と答弁した。訂正させていただく。

○宮本委員 水道料金の不納欠損処分は、5年間で不納欠損処分をするのか。

○水道課長 5年間である。平成 30 年度の滞納分について請求可能な 5年間を超えるので不納欠損処分となった。

○宮本委員 そうであれば、少額ではあるが、令和元年度分 242,601 円、令和 2 年度分 759,400 円と順に不納欠損となると思うが、これが遡って今年度に納付になることはあるのか。

○水道課長 前年度を含む過去 5 年間についてもその都度請求はしているが、本人死亡や所在不明な場合は難しいが、それ以外は定期的に請求しているので納付になる可能性はある。

○宮本委員 そうすると、実際に 4 年前のものが納付になることもあるのか。

○水道課長 全額ではないが、納付になることはある。

○宮本委員 少しずつでも納付があるということで、担当課の誠意は感じられるが、市民間での不公平感につながるので、なんとか不納欠損にならないよう努力をお願いする。

○掛下委員 水道普及率は、100%との認識であったが、令和 5 年度は 99.48%と資料に記載がある。計算すると約 150 人が水道を利用することができないこととなるが、

その人たちは自家水道で対応しているのか。

○水道課長 そうである。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 21 号及び議案第 11 号は、原案のとおり決定及び認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 21 号及び議案第 11 号は、原案のとおり可決及び認定された。

議案第 22 号 令和 5 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 12 号 令和 5 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について

○委員長 議案第 22 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第 12 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計決算の認定についてを一括議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長

(「議案書」の 26 ページ、「決算書」の 279～315 ページ、「市政報告書」の 216～222 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 22 号及び議案第 12 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 以前に調査依頼した件であるが、決算書 293 ページの報告セグメントごとの営業収益等について、営業収益は基本的に料金収入であるので、その妥当性の検証のためにセグメントごとの戸数と人口を説明願いたい。

○下水道課長 もう少しお時間をいただいた上でお答えしたい。

○掛下委員 セグメントごとの5年間の推移を確認している。そのような中で、以前も申し上げたことであるが、コリーナ矢板排水処理事業のみ経常損益がマイナスとなっている。このまま放置することは良くないことであるので、マイナスの理由を説明願いたい。

○下水道課長 現在、コリーナ矢板排水処理事業については、経費を維持管理費のみに抑えてマイナス分をできるだけ小さくしているところである。今後、経営戦略のとおり適正な運営を行うべく、できるだけ早く公共下水道につなぐことが必要であると考えている。

○掛下委員 経常損益をマイナスにしないために、7・8年前ぐらいにもあったが、決算書294ページにあるように他会計補助金ということで市税を入れていると思うので、本来は解消されていないといけないし、解消するのはここを調整する必要があると思うが、その点についてはどうなっているか。

○下水道課長 セグメントごとの報告を見ると、農業集落排水事業及び公共下水道事業についても他会計補助金を充当している。その中でコリーナ矢板排水処理事業への他会計補助金が一番少ない。そのような理由で経常損益がマイナスになっているところである。

○掛下委員 私が言いたいのは、経常損益をマイナスのままにしておくのは良くないので、他会計補助金額の122万1千円を調整しなければいけないのではないかという意味で質問したのであるが。

○下水道課長 コリーナ矢板排水処理事業については、新たに施設整備をしていないので起債の償還がない。公共下水道事業については、現在も施設整備が進行中で、起債により資金を調達しているところである。そのため、公共下水道事業については、これまでの起債と新たな起債の償還がある。農業集落排水事業については、これまでの起債の償還がある。そのため、それぞれ他会計補助金が繰り入れられてい

るところである。

コリーナ排水処理事業については、数年後に公共下水道事業と統合になるので、他会計補助金はなるべく少なくしたいと考えている。

○掛下委員 このままにしておく会計上問題があると思うので検討課題としていただきたい。

次に、減価償却費の5年間の推移について、年数の経過に伴い減価償却費は減少するものと理解しているが、コリーナ矢板排水処理事業の毎年度同じ額なのはなぜか。

○下水道課長 減価償却費の計算は、償却資産の種類の耐用年数ごとに計算されるもので、耐用年数が経過するまでは毎年度均等の額となるが、コリーナ矢板排水処理事業については耐用年数を経過する償却資産がなかったということである。次年度（令和6年度）は耐用年数を経過する償却資産があり、4,000円程度減価償却費が減少する予定である。

○掛下委員 耐用年数が30年か40年かは分からないが、減価償却費は毎年少しずつ減っていくものと思うので、ただいまの回答では分からない。

○下水道課長 セグメントごとの報告において、コリーナ矢板排水処理事業の減価償却費は記載の額である。

○掛下委員 減価償却費は、耐用年数において30年の場合は一定の簿価で減っていき残簿価はここに記載があるので、今の説明はおかしくて、要するに普通は減っていくわけである。

今は簿価が0になるまで計算するが、以前は簿価を5%残す事例もあった。その辺りの説明が不十分である。以前も同じような質問をしている。

○委員長 暫時休憩する。 (14時23分)

○委員長 会議を再開する。 (14時29分)

○下水道課長 耐用年数は償却資産の種類によって違っているので、耐用年数が経過

すれば0になるが、そうではない場合は、減価償却費が前年度と同額になる場合がある。

○掛下委員 分かった。

次に、都市データパックで一番重要な指標として排水処理率というものがある。別のところで浄化槽の補助金も予算化しているので、排水処理の評価として、浄化槽を含めた最終的な処理率を資料に記載すべきと思うがいかがか。

○委員長 暫時休憩する。 (14 時 30 分)

○委員長 会議を再開する。 (14 時 32 分)

○宮本委員 農業集落排水事業は、現在も推進している状況か、それとも終わり（完成）という状況か。

○下水道課長 沢地区と境林地区で農業集落排水事業に取り組んでいるが、どちらも完成している。令和5年度は、沢地区において2件の接続があった。2地区とも、随時、接続の受付を行っている。

○宮本委員 私も30年前に農業集落排水事業に携わらせていただいた。市の北部から事業実施という話もあったが、それが具体的にならず、境林地区で止まったという気がする。しかし、ただ今沢地区の例を聞いたが、随時接続の受付していることが分かった。

次に、大進電気工事から高瀬油店までの市道において、水道か下水道の工事が分からないがマンホールが浮くほどの凹凸があり路面の状況が悪い。市民からの苦情もあるのではいかと思うが、工事後の確認等管理は適切に行っているのか。

○下水道課長 まずは現地確認をさせていただきたい。

○宮本委員 こういった場合、業者が責任をとるのか行政で対応するのか、確認検査はしているのか。

○下水道課長 確認検査はしている。

○宮本委員 よろしく願います。

○総務課長 水道・下水道工事後の舗装の仮復旧時に確認検査を行っている。仮復旧後、数年後には舗装が沈むので、その際に本復旧を行うということかと思う。

○宮本委員 仮復旧・本復旧の話ではない。仮復旧であっても平坦であれば現状のようにはならないので質問をしている。下水道課長か水道課長は知っていると思う。

○下水道課長 最近この場所では下水道工事は実施していない。

○宮本委員 確かに大分前である。

○下水道課長 現地確認をさせていただく。

○総務課長 工事の実施がいつなのかは確認できないが、間違いなく仮復旧の工事後に確認検査を実施している。

○宮本委員 了解した。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 22 号及び議案第 12 号は、原案のとおり決定及び認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 22 号及び議案第 12 号は、原案のとおり可決及び認定された。

○委員長 暫時休憩する。 (14 時 40 分)

○委員長 会議を再開する。 (14 時 50 分)

議案第 1 号 令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）

○委員長 議案第 1 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

（「補正予算書」の 1 ～ 5 ページ、「予算に関する説明書」 1 ～ 25 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 1 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○宮本委員 予算に関する説明書の 23 ページの公民館費の公民館改修事業の 109 万 2,000 千円については、常任委員会の泉きずな館の視察の際に案内看板の設置を提案したことに対する早速の対応ではあるが、必要とされる場内案内看板・場外の看板を設置できる予算は今回の補正額で十分なのか。

○生涯学習課長 常任委員会の視察の際に提案があったので、担当課として確認をした。看板は、正面玄関、北側の入口付近及び公民館と社会福祉協議会がある建物の近くに設置する。自動車の場内の導線を確保するための駐車禁止の看板も設置する。

フェンスに設置する看板については、次年度以降、隣接する道路の拡幅が予定されているので、今回の補正予算での対応は考えていない。

○宮本委員 少ない予算で、手腕を発揮して立派な看板の設置をお願いする。

○神谷委員 8 款 5 項 1 目、乙畑市営住宅の解体撤去事業について、乙畑市営住宅から石関市営住宅に移転される方で保証人の件で困っているとの相談を受けているが、その問題は解決されたということによいか。

○建設課長 保証人の件についてはおおむねめどがつきそうだということで、今回二部屋、二人の移転を前提に補正予算を計上させていただいた。

○渡邊委員 予算に関する説明書 13 ページ、高齢者社会参加活動支援事業 200 万円の具体的な事業内容を説明願いたい。

○高齢対策事業 こちらについては、いこいず農園で、上半期は農機具や資材について様々な方に協力をいただいて運営していたが、補助事業を活用することができる

ので、農機具を格納する倉庫等、団体内で協議し必要なものを購入いただく予定である。

○渡邊委員 今後事業を進める上で、今回の補正予算額でも足りないことが予想されるので、その場合は再度検討願いたい。

○石塚委員 7款1項3目、観光費の城の湯やすらぎの里の温泉ポンプの交換工事との説明があった。保守点検を実施していると思うが、保守点検をしていても毎年壊れてしまうものなのか、毎年修繕費用を予算計上していると思うが。

○商工観光課長 こちら1号源泉のポンプは毎月点検を実施している。このポンプは地下400メートル地点に設置されており、今回は微細石混入により交換が必要となった。前回の交換から2年7か月を経過しての交換である。

こちらのポンプは基本的に国内メーカーで対応するのが難しくデンマーク製のポンプを使用している。ポンプの修繕の可能性を判断すべくデンマークにポンプを送付し調査を依頼したが、交換費用より修繕費用が約100万円高くなることから今回は交換工事を実施する予定である。

○石塚委員 保守点検しているということで、適切な管理がなされていれば故障は少なくなると思うので確実に実施していただきたい。

○榊委員 予算に関する説明書17ページのスポーツツーリズム推進事業について、不足することを見込み130万円の追加計上であるが何件分ぐらいの利用を想定しているのか。

○商工観光課長 当初予算では100万円で10件程度を見込んでいた。この補助金については、市外の団体が合に來た際の施設使用料相当額を見込んでおり、地域経済の活性化を図ることを目的に創設された補助金である。8月末現在で9団体約90万円の支出があった。

スポーツツーリズム連携室から、来年の3月までに11団体のスポーツ合宿の利用があるとの情報を得たので、今回の補正で追加計上させていただいた。

○榊委員 城の湯温泉センターにおいて宿泊の目標数があると思うが、それに対しこれで足りるということか。

○商工観光課長 スポーツ連携室で積極的にスポーツ合宿誘致を行っており、できるだけ城の湯温泉センターを利用いただくよう進めている。

今回の補正予算額は、スポーツ合宿の利用がほぼ決定している団体数から計上しているが、さらに利用団体の追加があった場合は、申し訳ないが12月補正等で対応させていただきたい。

○佐貫委員 観光費について、補正が必要になるぐらいスポーツ合宿に来ていただくのは大歓迎である。ただし、この補助金以上の経済効果を見込んで補助金を増やしているのか。そのシミュレーション、効果測定はできているのか。

○商工観光課長 地域経済の活性化の効果測定については、城の湯を使っているということでレストランの利用、合宿に来ていただいた方のお弁当の発注により図ってまいる。

それと、合宿で市内に来ていただいた方へ向けた市内周遊ツアーにより、市内各所に行ってもらった等、そういったものを勘案して、経済効果の測定を図ってまいりたいと考えている。

○佐貫委員 図ってまいりたいという希望のようなことおっしゃたが、基本は投資に対する回収はできているという認識でよいのか。

○商工観光課長 一団体おおむね10万円の補助金であるが、その投資に対する回収は出来ていると考える。

ただし、具体的な数値で表したいと思うので、佐貫議員のおっしゃるとおり投資効果といったものを今後整理していく考えである。

○佐貫委員 よろしく願います。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (15 時 25 分)

○委員長 会議を再開する。 (15 時 30 分)

議案第2号 令和6年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○委員長 議案第2号 令和6年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

(「補正予算書」の7～9ページ、「予算に関する説明書」27～36ページにより説明)

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○委員長 質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

議案第3号 令和6年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第3号 令和6年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

（「補正予算書」の11～13ページ、「予算に関する説明書」37～46ページにより説明）

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○委員長 質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

議案第4号 令和6年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第4号 令和6年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）について

を議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長

（「補正予算書」の15～16ページ、「予算に関する説明書」47～53ページにより説明）

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○委員長 質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

議案第5号 令和6年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第5号 令和6年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長

（「補正予算書」の17～18ページ、「予算に関する説明書」55～61ページにより説明）

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○委員長 質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決された。

【散 会】

○委員長 お諮りする。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認め、本日はこれにて散会する、

次回は、9月20日、午前10時から議場にて開催するので参集願いたい。

(15時46分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

予算決算常任委員会委員長